

Title	労働運動論研究にかんする一試論：比較労働運動論序説
Sub Title	Some issues concerning the historical study of labor movements : a comparative study
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.6 (1968. 6) ,p.629(1)- 650(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19680601-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働運動論研究にかんする一試論

—比較労働運動論序説—

飯 田 鼎

- 一、はしがき
- 二、企業別組合と横断組合
- 三、労働運動と労働組合運動
- 四、労働運動における自然発生性と目的意識性について

われわれは、労働運動という言葉によってどのような内容を含意しようとするのであろうか。それはしばしばさまざまな意味に理解される。反体制的な運動や社会主義運動を一義的に意味するように考える者も少なくない反面、労働組合を中心とする労資間の経済的闘争の問題にきびしく限定しようとする流れも大きな方を持っているといえるであろう。あるいはひろく、労働者階級運動として、その両者を包括し、あるいは統一的に把握しようとする試みもまたなされている。それらはみなその正当性を主張し、事実またそれなりの根拠があるのであって、たとえば邦語では、労働運動といっても、英語では

労働運動論研究にかんする一試論

trade union movement, trade unionism, labour movement, working-class movement というように、さまざまなニュアンスをもって語られ且つ書きつづられることから明らかである。⁽¹⁾このように、労働運動の複雑多岐な理解が生まれた理由は、ひとつには、それが、あるいは政治的にもまた経済的にも世論を揺り動かす強大な力であり、世界の大事勢、例えば、大きくいえば、「戦争か平和か」というような問題にたいして、決定的な役割を演じ、高度に発展した独占資本主義の機構のなかで、支配階級といえども無視することのできない力、いわばひとつの制度としての地位を強固に築いてしまったという事実と無関係ではない。そしてこの点が、同時に脆弱な面につながるのであるが、ともかく、今日、労働運動が体制のなかにしっかりと根を張っているという事実は、何人も認めざるをえないであろう。従ってその結果、労働者階級の運動の形態や要求もきわめて多様なものとなり、それが極度に圧迫され、禁圧されていた自由競争段階の資本主義のもとの労働運動とは到底比較にならぬほどの規模とひろがりをもつことはけだし当然であろう。それゆえ、労働運動の理解にかんしても、さまざまな立場が生まれるのであるが、それにもかかわらず問題は、われわれが、いま、何故、どのように労働運動を学ばねばならぬかという意識が、わが国の現状の具体的な認識の上に立って正しく行なわれているといえるかどうかという点である。われわれはたんに自己の問題領域における趣味的な観点から、あるいは外国の労働運動史にかんする一種の憧憬というような気持から、たんなる歴史的事実として眺めようとする傾向にとまればおちいりがちである。しかしながら、労働問題は、すぐれて現実に密接した問題であり、労働運動もそうした現実の労働者階級の生活のなから問題を与えられ、その解決を求めて展開していくものである以上、労働運動の歴史を語り、その研究に志す者は、つねに鋭敏な時代感覚と現実にたいする切実な関心をもつことを不断に要請されるのである。そこで筆者は、わが国の労働運動研究において、何が問題であり、どのようなことが最も基本的であるのかという点を中心に、比較労働運動論の立場から接近することにしよう。

(1) この点については、渡辺徹「方法論をめぐって——民主主義運動と社会主義運動の関係——」(社会政策学会年報第15集、御茶の水書房、一

九六八年参照)

二

労働運動といえ、われわれはまず、その古典的発祥地としてのイギリスを想い、そこでの先駆的な労働者階級の運動のさまざまな形態について考えるのがつねであるが、しかし何といつても、イギリスへの関心という点で、われわれの興味をひくものは最近におけるわが国の労働運動史研究の深化のなかで析出されたところの「企業別組合と横断組合」の問題意識であろう。わが国の労働組合運動の特殊性に関する指摘は、第二次世界大戦後のもっとも早い時期にすでに意識され、⁽¹⁾一九五五年以後、いわゆる高度成長政策のもとでの独占資本の立ちなおしおよび再編成の時期における資本攻勢の激化に対応して、労働戦線の統一と強化の要求とともに、⁽²⁾にわかに重要な問題として研究者の間に意識されるに至ったのである。

その場合、われわれの問題視角は、西ヨーロッパにおいては、その組合の組織形態として、個別企業の枠を越えた横断組織が支配的であり、従って産業別に統一交渉の慣行が樹立され、いわゆる横断賃率が協定としてとり結ばれたのにたいし、わが国の労働組合は企業別に組織され、従って雑多な職種を包括する一企業単位の混合組合が圧倒的であるところから、労働市場は個別企業的に分断され、産業別の統一交渉が不可能なことももちろん、賃金をはじめ、労働条件全般について、企業規模別にいちじるしい格差がみられ、全体としての労働者階級の運動の前進を妨害する要因となっている。そこで多くの研究者の間に、企業別組合の特殊性とは何か、また企業別組合克服の諸条件についての問題の認識がたかまったのは当然であった。

(1) 筆者の記憶にして正しければ、労働組合運動の日本の特殊性を、戦後始めて分析したのは、末弘徹太郎「日本労働組合運動史」(一九五〇年)であったと思う。すなわち、「第八章戦後における組合運動の分析的叙述」の「第二節戦後日本の労働組合の組織形態における欧米と異なる一般的特色」において、「一、職場別に結成された単位組合を細胞として組織されている、二、職種組合の伝統がない、三、雇用関係を基礎として団結している、四、半封建的な労働関係が依然支配を続けている、五、高級従業員が組合に加入している、六、クローズド・ショップは労働運動論研究にかんする一試論

とんどなく、ユニオン・ショップが多い、七、一般に失業した組合員の世話をする習慣をもっていない。以上の諸点について、きわめて詳細に分析している点は、当時としてはきわめて独創的であり、ユニークなものであった。思うに、大河内一男教授の「企業別組合論」は、この末弘理論に、かなり多くのものを負うと思われるにもかかわらず、これについてふれることがほとんどないのはきわめて奇異な印象をあたえる。

(2) 一九五九年四月、「日本労働協会雑誌」創刊号の巻頭論文として掲げられた「日本の労使関係の特質とその変遷」は、その意味でまことに象徴的であった。この論文の意義についてここでふれることはできないが、簡単にいえば、それは、大河内理論における「出稼ぎ型賃労働」という賃労働の創出の面からの企業別組合批判から、労働力の需要側の要因の重視という側面への転機を意味しているといつてよからう。

(3) 前記の大河内教授の論文について、注目すべきものは、高橋洗「日本の労資関係の研究」(未來社、一九六五年)がある。これは大河内教授に批判的な態度をとりながら、「日本の労資関係」を自己完了的なものではなく、未組織的労働市場の構造的関連のもとに存立の条件をもっているとし、「企業別組合」を特殊日本のものとしてとらえながら、特殊日本のものなかに一般的なものをとらえ、一般的なものに特殊日本のものを解消しないという視点をつらぬく」という立場に立っており、大河内理論にたいしてまさに対照的である(同書、九頁、一三頁参照)。

このような問題意識の上に立ってはじめてわが国の労働組合運動の研究には、さまざまな流れが認められるのであるが、そのなかでも特に圧倒的な影響力をもつに至ったのは、大河内一男教授を中心とする「企業別組合論」であったことは何人も認めざるをえないだろう。この研究は、わが国の「賃労働」の「出稼ぎ型」という規定の上に立ち、ヨーロッパとくにイギリスの職能別組合の発展をひとつの「モデル」としてとらえ、それとの比較において、それへの偏差として、わが国の労働組合運動の特質を把握しようとしたところに大きな特徴が存在した⁽¹⁾。その結果として、一方において企業別組合にもなり日本的労資関係や労働市場論、企業内福利施設の研究などを大いに促進するに役立ったことは大きな前進であったけれども、他方において、外国の横断組合の絶対視、その理想化という観念が固定化するという弊害を生み出すことによつて、わが国の労働組合運動の前途にたいする悲観的予測ないし宿命論的傾向を、長く学界に定着せしめることとなったことは否定できない。その問題提起という点ではきわめて斬新であり、注目すべきものであったにもかかわらず、結論的には企業別組合克服の条件の把握という点では充分な力を発揮しえなかったのは何故であろうか。思うにそれは、わが国の労働組

合運動の特殊性の強調の余り、イギリス労働組合運動の理想化の傾向⁽²⁾がこれに大きな関係をもっている。従つて問題を整理すれば、つぎのようになる。(一)日本の企業別組合と外国の横断組合の比較の場合、何をどのように比較するか、(二)比較の対象としてのイギリス労働組合運動についての古典的記述としてのウェツプ夫妻の研究の評価の問題、(三)企業別組合の運動の限界とその克服の条件の確定の問題ということになる。

(1) 大河内教授は、つぎのようにのべておられる。「以上のような出稼型労働は、日本資本主義が己れの胎内から生み出した労働者型であつて、それは良かれ悪しかれ、日本経済にとっては宿命として負わされたものであり、一切の労働問題を根本的に制約するものであつた。もちろん、このような型が動きのとれない固定凝結したものだと思ふ必要はなく、部分的には解体しつつあることはいうまでもないが、しかも明治以来今日に至るまで、一貫して日本の労働問題を特殊な、「日本的なもの」につくり上げてきたところのものは、実にこの賃労働の特殊な型に外ならなかつた」。さらにつぎのように指摘する。「出稼型労働が、労働条件や労働市場を日本的に形成する基本的要因なのであるが、それとともに、この同じ事実がまた、日本の労働者組織や労働運動を、ひいては労働者意識を規定するものであることも、後段の叙述との関連において、ここで注意しておかなければならない点でもある。統一的な労働市場が形成され難いという事情は、労働条件の統一化やその引き上げを目的とする労働者組織の発展を阻害する。労資関係が「委託」や「縁故」で結ばれるかぎり、企業間における労働条件の凹凸は容易に解消しないし、従つて労働組合の結成や活動は、個別企業を超えた横断的なものに伸びないで、精々企業別にしか作られないことになる。日本で「企業別組合」が圧倒的な比重を占めている秘密はここにひそんでいる。」ところで、統一的な労働市場ができ上らず、労働者の調達が資本ごとに思い思いつてまた、労働市場に対する労働組合の統轄力は著るしく低いものになってしまう。日本の労働組合組織の基本形態が何れも企業別であり、精々それらの緩やかな連合体か、地方別の協議体であるというのは、その根本において、日本の賃労働が出稼型のそれであり、従つて、工場地帯に定着した「労働人口」を形成せず、また同じことであるが、職業別に横断的な労働組合を組織することができないからである(大河内一男「黎明期の日本労働運動」、岩波新書、一九五二年、七、一〇、一四—一五頁参照)。注意すべきことは、ここでは、企業別組合の形成を促した決定的要因として「出稼型」賃労働があげられていることである。

(2) もちろん大河内教授は、前記の論文のなかで、「筆者は、西洋社会における労働組合の組織やそれと結びついた労使関係を、日本のそれにくらべて、先進的とも高次のものとも考えていない。そうした価値判断は差し当りは不必要であり、また有害であるかもしれない」とことわつておられる(「日本の労使関係の特質とその変遷——労働協会雑誌創刊号、三頁参照)。しかしそれにもかかわらず、その傾向は全篇に抜き難く貫いている。その理由は、企業別組合対横断組合という図式のみで、横断組合のもつさまざまな問題については、全くふれるところがないから

ではなからうか。

まず第一の問題について。大河内理論にみられるひとつの大きな前提、それは、西欧の労働組合は、最初から横断的な職能別組織として発展してきたという見解が、いわば無条件でうけいれられていることである。しかし少しく仔細に分析してみると、わが国の学界において一般にうけいれられているこの前提は、たとえばイギリス労働運動をとってみても、必ずしも無制限に妥当するものではなく、初期の労働組合組織の時期ともいうべき自由競争段階においてすでに、それを制約するさまざまな条件が存在したことに注目しなければならぬ。いわんや自由競争段階から独占資本主義段階への移行にともなう産業構造の変化、労資関係の変遷にともなう労働組合運動はきわめて複雑な様相を呈するのであって、そうした場合、たんに企業別組合を自由競争段階↓職能別組合という定式化との関連において比較すると同じく、独占資本主義における支配的な組織形態としての産業別組合というように一義的に規定し、企業別組合と産業別組合との比較を試みるという従来の分析視角には大きな疑問をおこさざるをえない。

すなわち、産業資本主義の段階において、クラフト・ユニオンが、イギリス労働組合運動を全一的に支配するというような公式的・固定的な解釈に満足するのではなく、地域と産業との結びつき、および産業構造と労働者の組織形態との関係の問題を中心に、労働組合そのものの発生の径路を具体的に明らかにすることの必要性が痛感されるのであり、そうしたとき、初期労働組合組織の相貌が次第に明らかになるのであり、イギリスにおける最初の本来的労働組合の毛織物業における成立と、わが国における最初の本格的労働組合の鉄工業における成立が、きわめて興味ある対比として、われわれの眼に映ずるのではなからうか。

注目すべき事実は、現在、企業別組合が圧倒的であり、その傾向は、近い将来に変革しえないほどの重みをわれわれに感ぜしめるにもかかわらず、すでに明治三〇年代ならびに大正期に横断組合が存在しえたのは、ひとつには、その条件が完全

ではないにしても存在したこと、第二には、有能な指導者の力が評価されなければならない。第一の条件としては、帝国主義段階の前夜ともいうべき世界資本主義の発展という客観的状況のなかで、おかれて出発した日本の資本主義も、明治三〇年代に至って、産業革命の時期に突入し、プロレタリアートの量的発展と意識的の面での向上という労働者階級の主体的な力、いわば自然発生の発動と同時に、第二の条件としては、指導者による上からの理論の注入が有効になされ、組織強化のための政策の指導を中心とする目的意識の強化がなされたことである。この点においては、黎明期の労働運動にかんする限り、わが国と西欧とは、一見、差異がほとんど存在しないかの如くであるが、しかしそこには越えることのできない条件の差異が厳然として存在していた。いうまでもなく、産業資本の自生的な発展が、絶対主義体制の殻を打ち破って、遅く成長し、いわゆる市民革命から産業革命への途を歩んだイギリスにおいては、最も古い伝統を誇る毛織物業に、早くから本格的な労働組合が存在したのは当然であるが、その場合、機械化のおくれた、すなわち手工業的熟練に依存することの比較的多い伝統的産業に、もっとも典型的なクラフト・ユニオンが自生的な発展をとげたことであり、そこでは、それは特定の指導者層によって率いられるというよりは、むしろ一般職人たちの社交クラブ、あるいは相互扶助的な共済的組織としての団体の延長上にあるところのものであった。このような純粋なクラフト・ユニオンとならんで、その後において、その独自の組織を形成しつつあった綿工業労働者や炭鉱労働者の組合⁽¹⁾が、その後一般労働組合として、労働運動における二重構造を形づくっており、労働市場はそれによって微妙な影響をうけたのであって、ここにわが国の労働運動にはみられない特色があった。すなわち、クラフト・ユニオンと企業別組合との対比のほかに、クラフト・ユニオンとゼネラル・ユニオン、そして企業別組合とゼネラル・ユニオンとの関係⁽²⁾について比較検討することの重要性が意識されなければならない。

(1) いわゆるクラフト・メンにたいして、炭鉱労働者、綿紡績工などを、オペレーティブ (Operatives) ↓ (職工) と名づけ、これらの労働者の組合を Operatives' union と呼んだのは、フェルプス・ブラウン教授 (Prof. Phelps Brown) によった。

「これまでわれわれは、クラフト・マン(熟練工)のことを話してきた。しかしながら、熟練工と同じように、特殊な才能をもち、且つ早い時期に、組合運動をはじめたところの非常に多くの人々がいた。彼らは、徒弟制度によってではなく、「直接、工場に通うこと」によって、その才能を取得した。これはつぎのようなことを意味していた。すなわち彼らは、クラフト・マンが徒弟の規制を強制することができるときもっていた職業への加入にたいするコントロールをもっていないことであったが、しかし彼らは技能(Skill)をもっていた。われわれは、彼らを、オペラティヴズと呼んでいいだろう。彼らの組合が、すでに一八世紀に現われはじめたのはおどろくにはあたらぬ。彼らのなかで、きわだっていたのは、炭鉱労働者とシェニー紡績工であった」(E.H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relations, A Study from the Standpoint of 1906-14*, London, 1959, p. 120).

(2) わが国においては、紡績業が、ヨーロッパにおける高度化した機械化のある一定の技術段階において輸入されたため、女子労働力が充用されることが可能であった。しかしそのために初期労働組合組織が、ヨーロッパにみられる如く紡績業におこらず、この意味でも対照的である。

すなわち大河内教授による企業別組合批判は、わが国の労働組合にみられる労働市場の分断と封鎖性を、横断組合としてのクラフト・ユニオンの開放性、その「開かれたるもの」の特性との比較においてとらえ、前者の組織的な脆弱性を鋭く追求するのであるが、しかし、横断組合といっても、すでに指摘したように、一九世紀前半には、のちの一般労働組合ともいべきものが存在したのであり、その意味では、クラフト・ユニオンが全一的にイギリスの労働市場を支配したのではなかった。⁽¹⁾従つてもし、われわれが労働組合の比較的研究を行おうとするのであれば、「企業別組合とクラフト・ユニオン」という単一の構想にとらわれることなく、むしろ、クラフト・ユニオンとゼネラル・ユニオンとの関係およびゼネラル・ユニオンと企業別組合との比較において考えられる労働問題の意味を探る必要がある。これは、労働組合運動の本質にかかわる問題といふべきである。すなわち、「労働条件の維持および改善を目的とする賃金労働者の永続的な組織」⁽²⁾でありながら、企業別組合とクラフト・ユニオン、そしてゼネラル・ユニオンの三つを比較してみると、きわめて興味ある差異を見出すからである。

シドニー・ウェップ夫妻は、労働組合の機能について、(一)相互保険(Mutual Insurance)、(二)集合取引(団体交渉)(collective

bargaining)の方法、(三)仲裁裁判制、(四)法律制定の方法、(五)標準賃金率、(六)標準労働時間、(七)衛生および安全、(八)新工程および機械、(九)雇用の継続、(十)入職をあげている。⁽³⁾このうちでもっとも重要なものは、相互保険、団体交渉、法律制定、標準賃金率および入職であり、その他はこれに附随するものか、あるいは派生的に出てくるものである。従つてこれら五つの指標について労働組合の理論および政策、そしてその組織形態を比較検討することが必要であり、また労働運動研究の方法としても有効であると考えられる。大河内教授の企業別組合批判においては、このような具体的な問題提起が十分とはいえず、ただたんに、企業別組合と西ヨーロッパの横断組織との比較が、いわば「開かれたるもの」と「閉じ込められたるもの」との対比においてのみ、固定的且つ観念的にとらえられていることが特徴的であり、そのために、企業別組合からの脱皮という問題提起はなされたけれども、そのための途を切り拓くという点では、ほとんど何事もしえない宿命論におちいることとなる。これは教授の日本労働組合論が、「賃労働における封建性」という日本の労働者階級の類型把握からくる当然の帰結であり、労働運動を、ひたすら、「後進性」と「先進性」の比較の問題に解消してしまっている点に、致命的な欠陥が胚胎する。

(1) この問題については、栗田健「イギリス労働組合史論」(一九六三年、未来社)においても全く無視されている。

(2) Sidney and Beatrice Webb, *History of Trade Unionism*, 1920, p. 1.

(3) *Ibid.*, *Industrial Democracy*, pp. 152 ff. 高野岩三郎訳「産業民主制」一七四頁以下。

三

最近の外国労働運動史研究のなかで、とくに目立っている傾向は、イギリスに限定することがもし許されるならば、シドニー・ウェップ夫妻の業績にあらわれた方法論にたいする批判である。主として「労働史研究会」(Society for Study of Labour History)に集まった人々のなかで、従来の労働運動史研究の方法論として圧倒的な影響力をもっていたウェップの史観にた

労働運動論研究にかんする一試論

いするこれらの研究者の批判のうちもつとも印象的であり、且つ、注目すべきことはつぎの点である。(一)ウェッブ夫妻は、歴史というものが、連続的・体制的な組織 (continuous formal organization) の描写を通じて書かれねばならないという信念の余り、労働組合の萌芽の発生の時期ともいべき一八世紀における非連続的なさまざまな運動を軽視するという傾向を生み出した。すなわちウェッブ夫妻が、労働組合の形式上の組織を余り重要視したために、労働組合をめぐる客観的な諸条件つまり経済的な、そして社会的・政治的な諸要素——たとえそれらが偶然的であるにしても——を無視し、個人の行動のような比較的重要でない要素——たとえば団結禁止法撤廃におけるフランス・プレースの役割——を強調したことからおこる歴史の歪曲、(二)さきの問題と関連して、一七九九年—一八二四年の団結禁止法の時期を殊更に強調し、そのためにそれ以前の一八世紀において、労働者階級を拘束してきたきわめて多くの弾圧立法の意義の没却、そしてさらにフランス革命の深刻な影響にたいする不当なまでに低い評価、(三)一八五一年に成立をみた合同機械工組合の労働運動史における不当なまでの過大評価、すなわち、^{ニュー・モデル・ユニオン} 新組合への疑問と一九世紀労働組合史におけるその地位の固定的解釈への疑問。大体以上のような⁽¹⁾あるが、要するに、労働組合の制度的側面の重視にたいする痛烈な批判であり、重大な問題性を秘めているのであるが、もちろん、この場合、労働運動史研究における組合運動の重要性を忘却するものとして理解されることは正しくない⁽²⁾。

(1) このほかに、さまざまな面にわたって、ウェッブ夫妻にたいする批判が展開されているのであって、筆者はこれについて紹介したことがある(拙稿「イギリス労働運動史研究の最近の動向——労働史研究会の活動について——」三田学会雑誌、第五六巻第八号。詳細については、これを参照されたい。

(2) 安川悦子女史は、雑誌「思想」(一九六七年一〇月)にのせられた論文「労働運動と階級意識——イギリス労働史研究の旋回——」のなかで、つぎのように書いておられる。「日本において、イギリス労働史研究、とくに労働運動史研究の本格的なものは(労働組合史は別として)、ウェッブやコールの翻訳書的なものをのぞいてはほとんどない。飯田鼎「イギリス労働運動の生成」(有斐閣、一九五八年)、および飯田鼎「マルクス主義における革命と改良」(御茶の水書房、一九六六年)の一部は、運動史研究として代表的である。だがここではウェッブ・フェイビアンの労働者把握にたいしてなんらの方法論的反省のないままに……」。

問題は二つあると思うが、ひとつは、安川女史の労働運動把握の問題と、いまひとつは、労働史研究会の人々によるウェッブ・フェイビアン批判ではなく、正しく安川女史によるその批判はどのようにしてなされているか、ということである。(労働組合史は別として)とことわっているが、一体、彼女は、労働組合運動を労働運動史のなかでどうとらえているのか、イギリスの学界動向を伝えるこの論文の中では少しも明らかにされていない。それは、彼女の場合、労働運動史研究を歴史学研究という観点、あるいは思想的視点という狭い枠にとじこめられているからであり、それらをふまえて、さらに労働運動史研究こそは、労働問題の研究にはかならないという認識が欠如していることが決定的な弱点をなしているのだ。すなわち、彼女が、この論文のなかでしばしば引用しているところのホップスボウムにしても、労働組合運動を軽視しているわけではないし、レーニンにしても、労働組合運動の重要性を指摘しているのであって、この問題を十分な考慮を払うことなく、(労働組合史は別として)とかんたんに整理してしまつてよいのであろうか。それではあまりにも無神経ではなからうか。たとえば彼女は、賃労働史の問題にもふれているが、わたくしは、わが国に最近現われた研究として、徳永重良「イギリス賃労働史の研究」(一九六七年七月、法政大学出版局)を高く評価する。(これについて、わたくしは書評したことがある。三田学会雑誌一九六八年二月号)ところが、この論文にはまったくふれられていない。問題にしないというのか、それとも、彼女の研究とは別個の、無関係の問題であるというのかその辺は明らかではないが、もし前者であるとすれば、それは彼女の自由であるが、内外の研究成果をできるだけ摂取するという実証史学の立場からみても問題であり、将来の研究の幅を広げていくよりは、むしろ狭めていくことになる。そしてもし後者であるとすれば、これは根本的な問題にかかわるのであるが、「何のために労働運動を学ぶのか」という基本的な問題について深刻な反省があるかどうかということになる。いずれにしても労働運動と労働組合運動との関係の理解にかかってくる。

つぎに、安川女史によれば、わたくしが「ウェッブ・フェイビアン労働者把握にたいして何等方法論的把握がない」というようにきめつけておられる。これを読むと、「お前は何をもたしているのか、本国のイギリスでは、お前のような古臭いやり方は無効だ、急げ急げ！」というようにとれる。その気持もわからぬではないが、日本の研究者として日本の現実の労働問題のめまぐるしい動きのなかで呼吸しているわたくし、いやわれわれにとってウェッブの把握した「ヴィクトリア型熟練労働者像」について考える場合、すぐさま、それは間違っているという速断ではなくして、この徹底した「経済主義」の労働運動が、もしわが国に存在するとすればそれはどういうものとしてであろうかということである。そうした日本の現実を正しく把握しようとする基本的な姿勢がなければ、いかにイギリスにおけるウェッブ批判の事情にくわしくとも、労働運動史の研究においてウェッブ夫妻を批判することにはならないのではなからうか。正直のところ、労働運動史の研究に志して二〇年、労働運動史研究の前途に立ちほだかるこの巨人から学ぶべきことあまりにも多く、方法論的には幾多の疑問を感じつつも、体系的にこれを批判する実力はなかった。安川女史とても、自己の業績の樹立によってウェッブ批判を展開したのであればともかく、そうでなければ、筆者と同じ想いであろう。かつて、都築忠七氏の御好意でお借りした「学会報」で、イギリスにおけるウェッブ批判の動向を知ったのだが、それはあくまでもイギリスにおける彼らの研究成果を土台にした批判であり、それらをただ、そのまま無媒介的に自己のウェッブ批判とするような安易

な態度を私とはとるべきでない。もちろん、傾聴し汲みとるべき多くの問題があり、教えられるところきわめて多かったのだが、ただ、わが国における労働運動の研究にかんしては、ウェッブ夫妻からまだ多くのものを学ぶことができるように思う。また安川女史は、最近の拙著『マルクス主義における革命と改良』にたいして、前著『イギリス労働運動の生成』と一緒にして宣言を下しているが、両者の間には対象はもちろん方法的にもかなり変化があるのであって、前者をよく読んでもらえば理解されると思う。この点、「経済学史学会年報」第五号（一九六七年一月）に掲載された木村正身氏の論稿「イギリス社会主義思想」は、その内在的批判によって、この研究の弱点を深く追求され、問題の所在を明らかにして戴いたことをこの機会にお礼申上げたい。

これらの批判からわれわれ日本の研究者がくみとるべきことは何か。ただ、これらのみにするのではなく、これにいかんにかに評価し、且つわれわれが直面している問題の追求に資するという主体的な態度の確立が必要であろう。そのような視点に立つならば、さきに指摘したように、一九世紀初頭に、職能別組合の確立の背後で、それとならんで、のちの一般組合の萌芽が、すでに炭鉱労働者および綿業労働者の組織にすでに現われていたのであって、しばしば、^{ユニオン}新型組合としてもっとも代表的といわれる合同機械工同盟の如きも、必ずしも新型組合ではなく、一般組合の炭鉱夫および綿業労働者における発生こそ注目すべきものであり、むしろ、合同機械工組合の一八五一年における成立は、他のクラフト・ユニオン、すなわち、石工、大工、印刷工の組合と本質的に異なるものではなく、その意味では、オールド・ユニオンの強化であるとする見解こそ重要である。⁽¹⁾ いま比較労働運動史の観点からするならば、企業別組合の運動を中心として展開されているわが国の労働運動が企業別組合からの脱皮、産業別組合への再編成という緊急の課題に迫られているとき、大河内理論におけるわが国の労働運動がらに宿命的自己嫌悪におちいるよりは、性格的にはわが国の労働組合に近似的であり、且つ産業別組合への過渡的形態としても重要な役割を演じた一般組合の重要性を想わなければならない。そしてこのような対比を行うための重要な問題こそ、さききのべたところのウェッブ夫妻に掲げられた諸指標である。そこでわれわれは、さきの五つの指標について、各組合組織の諸特徴を分析してみることにしよう。

いうまでもなく、労働組合は、自然発生的には、労働者の相互扶助、相互救済のための機関として発達し、その政策の上に、労働条件改善のための団体行動が機能的に作用し、労働時間のとりきめや標準賃金が労働市場の独占と相まって行われ、次第に完成した姿をとるに至ったのである。だが、このような理論および政策がもっともよく妥当しえたのは、クラフト・ユニオンについてであり、綿業労働者や炭鉱夫の組合は、その性格上、そうした政策を徹底的にはとりえなかつたし、まして、わが国の企業別組合が、以上のようなクラフト・ユニオンの理論および政策から程遠いものであることはいうまでもない。一九世紀の八〇年代までのイギリス労働運動に、支配的な地歩をしめたクラフト・ユニオンの政策を簡単に整理するならば、つぎのような規定は、一般に異論がないであろう。(一)構造的には、全国的な職業別組合の形をとり、定められた徒弟期間を修了した者のみに組合員の資格をきびしく制限したところの熟練労働者の組織、(二)その機構は、極度に中央集権化され、地方支部は、財政支出、争議などの基本的な問題について、中央の承認を必要とし、その指令や指導が圧倒的な役割を果たしたこと、(三)週一シリングにも達する高額の組合費の醸出を義務づけられ、それらは組合基金として、ストライキ資金および手当、失業および疾病手当などに充当されたが、財政政策の面から、ストライキは、意図的に回避されたのである。⁽²⁾

以上のような政策は、(一)労働市場の独占的掌握と不熟練労働者および半熟練労働者の排除による熟練労働力の養成機関ならびにその独占的供給機関としての役割を組合に負わしめるものであり、徒弟の入職・雇用の継続について、雇主にたいする強力な圧力として作用するのみならず、職業別の横断賃率の決定というまさしくわが国の企業別組合によっては容易に実現しえないところのものが堅持されてきた。(二)組合政策の基本が、職業別横断賃率の維持にあり、そのための手段として、労働力供給の独占的把握がなされたため、労働力の価格は、自由価格よりはいわば独占価格に近い形で決定されたのであって、しばしば労働貴族と呼ばれた熟練労働者の高賃金の原因をなしていた。(三)高賃金は潤沢な組合基金の源泉であり、

一八七三年恐慌の到来まで、クラフト・ユニオンは、その歴大な組合財政によって、独自の共済組織をつくり上げたのであった。ここにおいて、組合の本来的な機能であるところの相互救済、相互保険は、十分な展開をみたことができる。

これに比べるならば、炭鉱労働者や綿業労働者の政策は、まことに対照的であるといわなければならない。この両者は、労働力の養成および供給において、クラフト・ユニオンのような強力な独占的な政策の支配をかちとることができず、労働力の供給は、下請的な親方徒弟制度のもとで、豊富・低廉な労働力として雇用され、労働者の多くは、工場主ないしは経営者のもとでの二重雇用、すなわち中間搾取的な親方のもとで、低賃金労働者としてとどまらなければならなかった。従ってその政策の力点は、入職制度の厳格な適用による競争者の排除よりは団体交渉、そして相互保険よりは法律制定に重きをおかざるをえなくなるのである。一八六〇年代のイギリス繊維産業、製鉄業および製靴業などに、団体交渉の慣行が定着したのは、このような条件のもとにおいてであったし、最低賃金制や八時間労働制が、社会主義運動と結びついてゼネラル・ユニオンの主要な目標となったのは、主としてこの理由によっている。それでは上の二つの組合にたいして、わが国の企業別組合は、どのような理論と政策とをもっているであろうか。

(1) この見解は、A・E・マッソン (Misson) の「ウェップ夫妻と一八三〇年代の間における労働組合発展の局面」という報告においてのべたものであるが、これは当時の研究においては通説となっていたといえる。たとえ、フェルプス・ブラウンはもちろん、ターナーの研究 (Trade Union Growth, Structure and Policy, A Comparative Study of Cotton Unions, by H.A. Turner, London, 1962, や最近のクレッツ、フォック、ス・タムソン等による共同研究 (A History of British Trade Unions since 1889, Vol. I. 1889-1910, by H.A. Clegg, Alan Fox and A.F. Thompson) もこの立場に立っている。

(2) A.L. Morton: British Labour Movement, 1956, p. 106.

すでに知られているように、企業別組合の理論は、企業内に閉鎖された自己完結的な労資関係であり、その上に、企業連合ないし産業的統一の上部団体が存在するにしても、その規制力はきわめて弱く、職能別組合や産業別組合のような横断組織に対して決定的に不利な立場に立っていると見えるだろう。まず第一に企業別組織であることは、組合の規模がきわめて小さいことを意味し、しばしば大組合といわれる組合ですら、その規模はヨーロッパの横断組合に比べるならば、問題にならぬほど小さい。小規模であることは、労働組合の財政的基盤が脆弱であり、一度、争議に突入するや、戦闘力、持久力の点で、到底資本家側に抵抗しえず、敗北に追い込まれるのが普通である。そればかりではない。財政的な基礎の貧弱は、労働組合が本来、その機能としてもつことが普通であるところの共済的機能をいちじるしく制約し、相互保険、共済的な政策の面で、横断組合と比べて非常に劣り、そのために遂に、労務管理政策としての資本家的政策、企業内福利施設の政策に包摂されるといふ危険な傾向を生み出す。つぎに企業別組合の政策として、その闘争方法は、団体交渉とこれにつづくストライキであるが、この団体交渉がその枠を拡張して、企業内から企業外へ、あるいは地域的に産業的にひろがりを見せるのではなく、一企業単位の狭いわくのなかにとじ込められてしまうのは、根本的には、資本家側の労働戦線の統一を分断しようとする政策のあらわれであり、第二には、日本資本主義の構造的性質としての企業規模別賃金格差の問題がある。日本資本主義にもっともよくあらわれたところの大企業と中小企業とのいちじるしいアンバランスと、これを温存し、低賃金政策をおしすすめようとする資本家の政策としては、企業の枠を越えた横断的・産業別統一交渉は、もっとも拒否しなければならぬところのものであり、その政策は、現在まで完全に成功しているといえる。その結果として、わが国の労働組合にとって、横断的な標準賃金率などというものはおよそ問題になりえないし、最低賃金制も、資本家側の一方的なおしつけによるものでしかないことはいまでもない。

以上のように考えてくるならば、わが国の労働組合運動は、企業別組合の克服という観点からみる限り、まことに容易ならぬものがあることがわかる。しかしこのような困難は、わが国の組合運動においてみられる現象ではなく、一般に資本家的な合理化攻勢の激化と、これに対応する労働運動の再編成の時期には、いずれの国の労働運動も悩まなければならぬ問題

であり、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての一般組合の成立と産業別組合への再編成、あるいは、第一次世界大戦中およびその後のげげしい経済不安のなかにおいては、ショップ・ステュアート運動としてあらわれた闘争形態は、いずれも大衆の創意と工夫が運動に生かされた例であり、新たな闘争方式として高く評価されたものであった。とくに社会主義政党と労働組合との関係をめぐって、一般組合および産業別組合の成立、この運動のなかに、企業別組合運動に大きな限界を感ずる者として、学ぶべき多くのものをみるのである。

四

労働運動の歴史をみれば明らかなように、全国的職能別組合の主要産業への浸透とともに、労働組合の政策は、その運動のより一層の前進のために、法律制定の方法を駆使しようとする。その意味では、一八六七年および一八八五年の選挙法改正はきわめて重要な意義をもっている。もちろん、これ以前においても、たとえば、一八三〇年代から五〇年代までの間に獲得された一〇時間法や一八四三年以後、数次にわたって制定された鉱山取締法⁽¹⁾のように、労働運動の強い要求のもとに出来上ったものも少くなかったが、しかしそれにもかかわらず、一八六七年の第二次選挙法を契機とする労働運動の伸張は、一八七一年の労働組合法の制定とこれにつづく一連の労働組立法によって決定的なものとなったのである。しかし一八七一年法は、いわば労働者階級の自主的団結の組織をその権利主体として認め、団体交渉および争議権の発動にもなうストライキに、一応の法的基礎をあたえたというにとどまり、あくまでもブルジョア的な法体系を構成するものとして、労働法を確認したにとどまったのである。⁽²⁾すなわち、団体交渉、標準賃金率、標準労働時間、調停ならびに仲裁制度の制度化のために、重要な意味をもっていたのであるが、そこには自然発生的に生成してきた労働組合にたいし、市民法体系の軌範によってそのなかに封鎖し、資本主義的諸制度の枠の中にはめこもうとする政策であったし、また、当時、労働貴族化しつつあ

った全国的職能別組合の指導者たちは、この方法を万能と心得て、自由党の驥尾に付して、労働者階級全体の利益に、ブルジョア階級の利益を優先させたのである。労働組合運動が改良主義的運動といわれ、労働運動における「自然発生性」のみを強調することとなるという所以である。⁽³⁾ここに、これに対抗して一般労働組合と社会主義運動の一八八〇年代における発展が必然化する原因がある。それによれば、法律制定の方法も、クラフト・ユニオンの「労働力の供給制限」を窮極目的とするところの狭いセクト的なものとは別の独自のものとなるのであって、そこには、社会主義のイデオロギーという意識性が、自然発生性を克服することによって、一八八〇年代の「社会主義の復活」を迎えるのである。

(1) S. and B. Webb, *Industrial Democracy*, London, 1920, pp. 261-263. 高野岩三郎訳、三〇八—三二〇頁。

(2) これについては、片岡昇「英国労働法理論史」(有斐閣、一九五六年)を参照。

(3) レーニン「何をなすべきか」、邦訳全集(大月版)第五巻四〇三—四〇四頁。

だが、現在、企業別組合主義の克服という課題を担われわれにとって、労働運動における「自然発生性」と「目的意識性」とはどのように考えられるべきであろうか。⁽¹⁾レーニンによって提起されたこの問題は、わが国の運動史をも含めて、労働運動研究にきわめて重要な意味をもつものであるが、その場合、わが国の労働運動の上に重くのしかかっている企業別組合の問題が強く意識されなければならないと考える。

わが国における労働運動の開始は、一般に一八九〇年代にはじまるといわれるが、しかしその本格的展開は、一九四五年第二次大戦後の日本帝国主義の敗退と民主化過程のなかで、連合軍、のちにアメリカ占領軍の上からの一方における指導と他方における統制のもとですめられたのであり、その意味では、自然発生性と目的意識性の契機は、一定の枠の中で存在したと考えられなければならない。もちろん敗戦とこれにともなうインフレーションの昂進、生活必需品をはじめとする物価の暴騰、食糧難というような日常生活を極度に脅かすような生活の危機が、一般に労働者の意識を尖鋭なものとしたこと

は事実である。そして多くの人々が労働組合運動にひかれていったことは疑いえない。しかしながら、そのような労働運動における自然発生性の強力な発現が強固な目的意識につながるものではなかった。むしろ占領政策という上からの権威をもってする助長やコントロールが、大衆の不満を組合運動の組織化に役立たしめたという状況のなかで、これへの理論の注入や指導が、十分に組織的に行なわれなかったことは問題である。もちろん共産党によって指導された産別会議のような横断組合が、一時期発展したことはあっても、その後間もなく凋落してしまい、日本全体の労働運動には横断組合の大規模な発展が望みえなくなったのは、レーニンのいうように、大衆の「自然発生性」への拜跪、経済主義への闘争を放棄してしまつた指導者の責任なのであるか。問題は二つあると思う。第一に、「自然発生性」がわが国において真に強かつたか、第二に、労働運動における目的意識性の認識の問題である。これについて考える前に、まず、レーニンの労働運動論におけるつぎのような言葉に注目しよう。

「われわれの運動の実情にすこしでも通じている人なら、マルクス主義の広範な普及に伴って、理論的水準がある程度低下したことに気づかないではいられない。運動が実践的な意義をもつようになり、実践的成功をおさめたので、理論的訓練にひどく乏しい人々、それどころか、全然そうした訓練のない人々までが多数に運動に参加してきた。」⁽²⁾

今日のわれわれにとつても、きわめて示唆的なこの評言は、エンゲルスの社会主義鎮圧法下のドイツ社会民主党に与えた最大限の評価と⁽³⁾きわめて対照的であり、ここにまた、一八七〇年代のドイツと二〇世紀初頭のロシアの状況の差異が反映しているのだが、同時にそこには、ドイツ社会民主党とレーニンの党との組織原則の差異が横たわっている。それと同時に、ここには、「自然発生性」の問題が大きくとりあげられている。レーニンは、一八九〇年代の中頃におけるロシアの工業プロレタリアートの覚醒と、ロシアの先進的な青年層におけるマルクス主義の流行、ストライキの頻発という自然発生性の高まりにたいして、そのなかに、本質上、意識性の萌芽形態にほかならないところのものを見出しながらも、それらが理論的

訓練のない人々のなかで行われるために、それらの闘争は、たとえば組合主義的闘争としてのストライキも、結局は、純粹に自然発生的な運動の範囲を出ることはできないということ、すなわち法律制定の意識の枠を出ることができない点を強調しているのであって、そのためには外部からの社会主義の学説の理論的注入による目的意識性の自然発生性にたいする克服が必要となるのである。⁽⁴⁾

(1) 筆者は、「自然発生性」と「目的意識性」との関係について、一八四八年の革命、第一インターナショナルおよびパリ・コミューンのそれぞれを論じた(拙著「マルクス主義における革命と改良」(一八六六年御茶の水書房)、一一〇頁、三三四頁、三四四頁)。

(2) レーニン、前掲、三八八頁。

(3) エンゲルスは、つぎのようにのべている。「奇襲の時代、すなわち意識のない大衆の先頭にたった意識ある少数者が遂行した革命の時代はすぎさつた。社会組織が完全に変革されるためには、大衆自身がその変革にかわり、彼ら自身が、問題の本質はなにか、なんのために彼らは身体と生命をかけて行動をおこすのかを、みずからすでに理解していなければならぬ。このことを、われわれに最近五〇年の歴史がおしえてくれたのだ……。だが他の国でなにおころうと、ドイツ社会民主党は特別な立場をもっており、したがってすくなくともさしあたってはまた特別の任務をもっているのだ。同党が投票所における二百万人の選挙人、および非選挙人として彼らの背後にいる青年および婦人は、国際的プロレタリア軍の最多数、最強国の集団であり、決定的な「権力集団」である……。このいきおいですすめば、われわれは、ドイツ・プロレタリアートは今世紀のおわりまでには、社会の中間層の大部分——小市民も小農民も獲得して、国内の決定的勢力に成長し、他のすべての勢力は、欲すると欲しないにかかわらず、これに屈しなければならなくなる。この成長を不断に進行させて、ついにはおのずから現在の支配的な政治体制を凌駕するまでにする。この日々増強する権力集団を前哨戦で消耗しないで決戦の日まで無傷にたもっておくこと、これがわれわれの主要な任務である。(マルクス・エンゲルス選集、大月版第五卷、「フランスにおける階級闘争」序文、一七四—一七六頁)。

(4) レーニンは、カウツキーがオーストリア社会民主党の新綱領草案についてのべたつぎの一節を重要なものとして引用している。「こういう文脈のうちにおかれると、社会主義的意識は、プロレタリア的階級闘争の、必要の、直接の結果であるかのようにみえる。だが、これはまちがいである。なるほど学説としての社会主義は、プロレタリアートの階級闘争と同じく、こんにちの経済関係のうちに根ざしており、またそれと同じく資本主義のつくり出す大衆的貧困と大衆的悲惨とにたいする闘争のうちから発生してくるものである。けれども、この両者は、一方が他方から生まれるのではなく、並行的に生まれるものであり、またそれぞれが前提条件のもとで生まれるのである。近代の社会主義的意識は、ただ深遠な科学的洞察をもととしてはじめに生まれる。実際、こんにちの経済科学は、たとえばこんにちの技術などと同じように、社会主義的生産の前提条件をなすものであるが、しかしプロレタリアートは、どんなにそれをまちのぞんだところで、そのどちら

をも自分でつくりだすことはできない。それらは双方とも、こんにちの社会過程のうちから生まれてくる。ところで、科学の担い手は、プロレタリアートではなく、ブルジョア・インテリゲンツィア(傍点カウツキー)である。近代社会主義も、やはりこの層の個々の成員の頭脳に生まれ、彼らによつてまずはじめに知能のすぐれたプロレタリアたちにつたえられ、ついでこれらのプロレタリアが、事情のゆるすところで、プロレタリアートの階級闘争のなかにそれをもちこむ。だから、社会主義的意識は、プロレタリアートの階級闘争のなかへ von Ausen hineingetaetert (外部からもちこまれた) 或るものであつて、この階級闘争のなから、urwachsig (原生的に) 生まれてきたものではない(全集第五巻四〇五—四〇六頁)。

一八九〇年代にレーニンが、ロシアの労働運動についてのべたところのことは、企業別組合からの脱皮と横断組合への再編成への道を模索し苦悩するわが国の労働運動にとつても考えるべき多くのことを示唆しているように思われる。マルクス主義が、今日のわが国ほど普及し、その研究は、ソヴェートをも抜いて世界第一級のマルクス主義研究の国となりつつあり、マルクスの教養——その深淺の度合はしばらくおくとしても——を身につけた人々が、プロレタリアートとして、かくも大衆に労働市場に供給される国は少ない。しかしそれにもかかわらず、労働運動における目的意識性は、その自然発生的傾向を克服できない現状にあるのであつて、たとえば企業別組合主義の克服という問題も、たんに大衆の自然発生性にまつのみでは永久に解決できない。そもそも横断組合の結成は、独占資本主義の段階に至つて極度に激化する諸矛盾の大衆への転嫁、賃金および労働諸条件の全般的悪化、慢性的なインフレーション政策を中心とする大衆収奪および帝国主義戦争の危険の増大などによる生活の危機に対応するものとして出現したことは歴史的经验の示すところであつた。ヨーロッパの先進資本主義国における労働者階級の生活防衛は、このような産業別組合を中心とする闘いによつて行なわれたのであり、最低賃金制や社会保障の確立は、まさにこのような労働者階級の統一的な闘いによつて獲得得られたものであつた。その場合、大衆の自然発生的な動きが、はげしく現われたことはいうまでもないが、むしろこれを指導する運動家のなかに、はっきりとその目的が意識され、社会主義的イデオロギーをもつて武装されたという事実こそ重要である。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのマルクス主義の復活、アナルコ・サンディカリズムの勃興およびギルド社会主義の諸潮流を、たんなるイデオ

ロギー運動としてとらえるのではなく、労働者階級の運動の理論としてとらえられねばならないのは、このためである。

ひるがえつてわが国はどうか。高度に発展した独占資本主義国であることは何人も異論がなかる。その高度成長政策のスローガンのもとに、国民の多くは、「豊かな生活」の幻想につつまれ、足もとに次第にひるがっていく空洞に気がつかない。労働運動もいまや体制の枠のなかにしつかりとはめ込まれ、これを打破しようとする努力がなされなければかりか、最近では企業別組合の連合体ともいふべき組織も次第にその組織をほりくずされ、労働戦線の統一は一層の困難に直面している。企業別組合から産業別組合への脱皮は、革新政党の統一戦線を基軸としてのみ発展するのであるが、組合が政党の下請的存在として、その系列下に入つて相互にその覇権を争つていく現状である。共産党は、一部の組合を除いてはほとんど労働運動に強い影響をもちえず、社会党は官公労および民間の大企業労組を中心とする総評と相互依存の関係にある。中小企業の労働者は、その多くの部分が未組織の状態にあり、民社党の支配下の同盟系の組織に編入させられ、また同盟は、総評からの組合ひきはなし政策に全力をふるい、第二組合リストライキ破りに異常な努力を傾けつつある。そして最近では公明党も、組合運動にのり出そうとしている。労働者階級が、統一目標を掲げて団結するどころか、分裂の状態はますますひどくなり、各政党の系列下に分断されて、その力を次第に弱められつつある。社会党と共産党との統一戦線の結成、そしてこれを軸として、労働運動の戦線統一をはかり、中小企業における労働組合の建設をおすすすめ、産業別組合への再編成をなしとげる以外に道がないにもかかわらず、その努力はほとんどなされてない。目的意識性の弱さに原因があるのであろうか。社会主義政党の主導権争い、指導性の弱さにのみ、その責任が帰せられるべきであらうか。思うに自然発生性の弱さ、労働運動における主体性の欠如こそ問題なのである。強い自然発生性の発現があつてはじめて、これを克服するものとしての強力な指導性、目的意識性が生まれてくるのであるが、わが国の場合、自然発生性の弱さが、目的意識性の弱さに相応するところに大きな問題がある。自然発生性の弱さとは、云いかえれば「経済主義」の弱さであり、徹底した経済主義的立場

に、労働者階級が立ったことのない弱さである。その意味で、たとえば一九世紀ヴィクトリア型労働者像は未だ確立されたことがなかったのである。

第二次大戦後、四半世紀になんなんとしている。その間、幾十万のマルクス主義的青年が、労働市場におくり出された。今日、組織された労働者は一千万人を超え、マルクス主義は流行となり、『資本論』は長期的なベスト・セラーとなり、そのことを日常茶飯事であり、当然として誰しも怪まない。それにもかかわらず、マルクスの精神は今日では労働運動においては死滅している。それは、マルクスがたんなる「うわべだけの」教養にとどまり、真に労働者階級の精神の血となり肉となっていないからだ。知識が思想の糧となり、思想が行動とならないからである。マルクス主義の広はんな普及は、理論的水準を低め、それを俗悪化させるのであって、たんなる教養人の輩出は、むしろ労働運動に目的意識を鼓吹するどころか、逆にそれを稀薄化する結果をもたらす。

それでは、日本の労働運動は行きづまりの状態というほかないのであろうかという疑問がわいてくる。企業別組合にかんする限り、そのようにしか考えることはできない。しかし、いまや資本の自由化にもなう国際独占資本の圧力は、わが国の労働運動が企業別組合をもって闘うことの不利を感じさせつつある。それをもってしては、有効に闘いえない段階にわれわれはきている。客観的な諸条件は、労働組合の産業別再編成を不可欠の要請としてわれわれに迫ってきている。問題は、われわれが、それぞれの立場において、いかにその主体的条件を確立するにかかっている。

—一九六八・四・一四—

社会主義経済における

「価値」・「価格」と「地代」(二)

平野 絢子

(一)

前稿でふれたように古典的理解によれば、「プロレタリアートが国家権力を掌握し」、「社会が生産手段の所有者となり、生産のための直接的結合において生産手段を使用するやいなや、各人の労働は、その特殊な有用性がどんなにちがっていても、最初から直接的に社会的な労働となる。そのばあいには、一生産物にふくまれる社会的労働の量は、まわり道をしたりうたうたで確定されることを要しない」(F・エンゲルス)。「……ここでは生産物についてやされた労働は、この生産物の価値としても、すなわちこの生産物の有する物的特性としてもあらわれることはない。なぜならいまや資本主義社会とは反対に、個人的労働は、もはや間接にでなく、直接に総労働の構成部分として存在しているからである」(K・マルクス)とされていることは周知の如くである。

しかしプロレタリア政権が確立し、ソビエトでは基本的生産手段を社会化しても(土地国有化一九一七年、基幹産業一九一八年)、周知の如く私的資本主義的所有の企業、又小農民的経営が広汎に残存した。ネップの採用された一九二〇年代前半から、集